

電気供給条件書（低圧）

ひよこでんき

供給元：トリニティエナジー株式会社

小売電気事業者登録番号：A0457

この書面は、小売電気事業者（供給元）であるトリニティエナジー株式会社が、電気事業法第2条の13の規定に従い、本「電気供給条件書（低圧）」を当社が適切と判断した方法により、当社がお客さまと締結する需給契約に関する重要な事項を説明するものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解いただきますようお願い致します。

この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、電気需給約款（低圧）（以下「本約款」といいます。）および電気需給契約書（同契約書を締結するお客さまに限り、以下「本契約書」といいます。）に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、その他詳細事項等は、本約款および本契約書をご参照ください。

1. ご契約条件について

（1）電気料金およびその算定方法

電気料金は、「基本料金＋電力量料金＋電源調達調整費＋再生可能エネルギー発電促進賦課金」といたします。基本料金および電力量料金は、お客さまが申込時に申出の契約種別に応じた約款の定めによります。各契約種別および電力料金表等に関する詳細事項は、本約款別表第1表および2表をご参照下さい。ただし、本契約書を締結されるお客さまについては、本契約書に記載の料金となります。

ひよこでんきの電気料金は以下の方法で計算されます。

基本料金 ご契約電流、容量もしくはピーク電力により決定	+	電力量料金 ご使用量×料金単価	+	電源調達調整費¹⁾ 燃料費調整額＋調達調整費	+	再生可能エネルギー発電促進賦課金²⁾ ご使用量×再エネ賦課金単価
---------------------------------------	---	---------------------------	---	---	---	---

- 1) 電源調達調整費は、燃料費調整額及び調達調整費によって算出されます。燃料費調整額は一般送配電事業者の燃料費調整額と同様の計算式で算出し、調達調整費は日本卸電力取引所のスポット市場取引におけるエリアプライス等に応じて当社が還元または追加請求を行う調整費をいいます。
- 2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。詳細は、当社の本約款別表をご参照ください。

（2）使用電力量の計量方法および料金算定の方法

使用電力量は、本件一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計量いたします。料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。ただし、①電気の供給を開始、再開もしくは停止し、または需給契約が終了した場合、②契約種別、契約電力等の変更により料金に変更があった場合、③その他当社が適当と判断した場合は、基本料金を日割計算いたします。

（３）料金等の支払い方法

料金については、毎月、工事負担金等相当額、そのほかについてはその都度、当社が指定した金融機関等を通じてお支払いをお願いしております。お支払い方法は、クレジットカード支払いまたは口座振替による支払いの方法をお願いしております。クレジットカード・口座振替のお手続きをされず、振込によるお支払い（コンビニエンスストア払い）になった場合、『電気料金等払込取扱票発行手数料』330 円（税込）と『電気料金等払込取扱票お支払い手数料』110 円（税込）が発生いたします。その他請求書の再発行等で書面によるお知らせを希望される場合は、お知らせの発行に伴う費用に相当する金額を申し受けます。また、工事費等料金以外で本契約に基づき発生する金銭債務の支払いについては、振込みの方法によりお支払いいただきます。

料金が支払期日までに支払われない場合には、料金から消費税相当額ならびに再エネ賦課金およびその消費税相当額を控除した金額に年 10%を乗じて得た延滞利息を申し受けます。

（４）電力料金表等の変更

当社は毎月電力料金表等を変更することができるものとし、当社電気需給約款 2（２）八の規定に則り、毎月当社ホームページ等の当社が適切と判断した方法により公表します。また、従前の電気需給約款または電気供給条件書の記載にかかわらず、以下の各号に定める場合を含み、料金改定の理由および内容等に応じて当社が適当と判断する時期までに、当社が適切と判断した方法により公表し、変更できるものといたします。

イ. 天災・戦争・暴動又は内乱があったとき

ロ. 我が国における資源・エネルギー政策の大幅な変更、電気事業法及びその関連法、監督官庁によるガイドライン等の変更等が発生したとき、その他、国・地方公共団体その他の公的機関の命令・指示又は行政指導があったとき

ハ. JEPX 等の利用不能が生じたとき、その他、JEPX 等調達価格が当社の想定を著しく上回り変動したとき

二. 事故その他の原因による送配電網の利用不能となったとき

ホ. 当社または当社が当該業務を委託する第三者の委託する電気需給管理会社の責による契約履行不能があったとき

ヘ. 当社の想定を著しく上回る経済市況の変動があったとき

ト. 契約締結に際して当社へ提供されたデータ及び前提条件と実態に乖離があったときチ 前各号に挙げるもののほか、当社の責に帰することのできない事由により料金を変更することが相当となったとき

2. 契約の変更または終了・解除

（１）お客さまからの申出による契約の変更または終了

<契約の変更>

契約の変更を希望される場合は、原則として、当社所定の様式により速やかに当社に申込をしていただきます。

<契約の終了>

契約期間中に契約の終了を希望される場合は、切り替えを希望する他の小売電気事業者を通じて行う方法、または当社に需給契約を解約する旨を解約希望日と共に通知する方法によることができます。

（２）当社からの契約の解除・解約

次のいずれかに該当する場合、当社は、本契約の解除または解約をすることがあります。この場合、当社は、解除日の 15 日前までにその旨および解除日を明示して書面で通知するものとします。詳細は、本約款 39.(1)、44.(1)から(3)をご参照ください。

本件に関するお問い合わせ窓口（カスタマーサポート）

◆ひよこでんき

供給元：トリニティエナジー株式会社

小売電気事業者登録番号：A0457

本店：東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

◆E メールアドレス：support@trinity-energy.co.jp

◆電話番号：03-6821-0081

◆受付時間：平日午前 10 時～午後 5 時（※土日祝祭日を除く）